

第4章 施策の展開

第1節 住民一人ひとりが地域に「自分ごと」として関わり、 地域を支える“人づくり”

① 福祉意識の醸成

施策1 福祉教育の推進

(1) 福祉体験等による福祉教育（社会福祉協議会事業）

福祉協力校として登録した小・中学校及び高校の児童・生徒に対し、車椅子やアイマスクの体験のほか、地域ボランティア活動を実践してもらうことで、社会福祉への理解と関心を高め、思いやりや社会福祉奉仕の実践力を身につけてもらう取組を推進します。

〈コラム①〉 ～ 日田市社会福祉協議会が進める福祉教育の推進 ～

- 日田市社会福祉協議会では、市内の小中学校等へ訪問し「福祉体験出前講座」を実施しています。
- 本講座は、福祉をテーマにした講話や、高齢者疑似体験、車いす体験、アイマスク体験、点字、手話体験など、地域に住んでいる高齢者や障がい者などの生活を心と体で体験できるプログラムとなっています。
- また、福祉教育の取組を支援するために市内の学校を「ボランティア協力校」として指定しています。令和5年度では、市内の小学校10校、中学校9校及び高校2校がこの指定を受けており、協力校ごとに児童・生徒が、募金活動や高齢者施設への訪問などのボランティア活動を行っています。



(2) 学校教育における福祉教育の推進

学校における福祉教育の推進にあたっては、発達段階に応じて、児童生徒が地域福祉活動へ参画していける資質を培うことが大切です。学校教育においては、教育活動の中に、障がい者や高齢者等の現状や社会福祉の目的と仕組みなどについて理解したり、障がい者や高齢者等様々な人々と共に活動したりする学習を位置付け、計画的な教育実践を推進する必要があります。

そのために、障がいのある人や高齢者等の現状や支援の内容を学べる資料(共通教材)の提供、人権講演会の開催や、人権学習会の開催の際には、ゲストティーチャーの積極的な活用を呼び掛けるとともに、公民館と連携した地域ぐるみでの福祉教育・啓発に取り組みます。

(3)社会教育における福祉教育の推進

社会教育において、人権啓発活動に取り組むことは、福祉意識の醸成という観点から欠かせないものの、公民館職員以外で、地域で指導者として活動できる人材の育成が必要となっています。

そのため、地区公民館と連携して人権講演会や連続したプログラムでの講座を開催することに加え、人権学習に係る推進・啓発のリーダー（ファシリテーター）の育成及び資質の向上を図りながら、人権・福祉教育の推進に取り組んでいきます。

施策 2

人権教育・啓発の推進

(1)人権啓発の取組

地域福祉の推進にあたっては、さまざまな分野の活動の活性化を阻害する要因となる、部落差別を含むあらゆる差別を地域生活課題として捉え、その解消を図ることに留意しなければなりません。このため、平成 28 年に施行された「人権三法」や「日田市部落差別等をなくし人権を守る条例」に基づき、あらゆる差別の解消に向け、人権教育・啓発活動を推進します。

推進に際しては、地域や職場などのあらゆる場において、人権問題に対する正しい理解と認識を深める学習会などの設定（確保）、また、人権意識の高揚を図るための人権フェスティバルの開催など、市民に対する啓発活動の充実化と強化に努めます。

(2)障がい者差別解消への取組

障がいを理由とする差別をなくし、すべての人が障がいの有無に関わらず、ともに生活できる共生社会を実現することを目的に、「日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」を平成 31 年 4 月に施行しました。この条例に定められている障がい者への差別的取扱いや虐待の禁止、合理的配慮の提供、障がいや障がい者への相互理解を促進するとともに、障がい者への理解を深めるための周知と啓発に継続的に取り組んでいきます。

なお、障害者差別解消法の改正法が令和 6 年度から施行され、事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、本条例の改正を行いました。この改正内容についての周知と啓発にも取り組んでいきます。

(3)男女共同参画の推進

誰もが主体的に地域活動やボランティア等に参加することによって、地域コミュニティが強化され、地域力の向上につながります。そのため、誰もが社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、あらゆる分野で社会的及び文化的利益を享受し、性別に関わらず共に責任を担うべき社会を目指した取組、啓発活動を支援し、男女共同参画社会の形成を推進します。

施策 3

地域における共助の基盤づくり

(1) 地域コミュニティの基盤となる居場所づくり 新 重

地域の人と人とのつながりの希薄化により、様々な課題や困難を抱える方が、周囲の誰にも相談できず、地域の中で埋もれてしまうことがあります。これを防ぐには、何か異変があった場合、地域住民が気付き、早めに支援につながるすることが大切です。このためには、日頃から、地域住民の間で相互に気にかけてあう意識を育むことが必要となりますが、このような環境づくりを進めるため、属性や世代を超えて地域の様々な人が集まり、安心して気軽に関わりながら過ごせる場を設けることで、住民同士の交流の促進を図っていきます。

(→第2節 ①地域交流の促進 施策1(1)でも記載)。

② 地域福祉の支え手づくり

施策 1

地域福祉の支え手への支援

(1) 民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯などへの訪問や見守り、地域住民からの相談に対し福祉サービスの情報提供、行政や関係機関とのつなぎなど、様々な活動を行っており、その活動は地域福祉を推進する上で重要な役割を担っています。地域福祉課題が複雑多様化する中で、民生委員に求められる活動も増加しており、民生委員が行う活動の周知や民生委員に対する必要な情報の提供、活動費の交付など、民生委員活動が円滑に行われるよう支援していきます。

(2) 福祉委員との連携（社会福祉協議会事業）

社会福祉協議会は、公的なサービスだけでは解決できない生活福祉課題について、住民同士の相互扶助、公的な制度との連携によって解決することを目的に、その中心的な役割を担うことを期待して「福祉委員」を委嘱しています。福祉委員は、日頃からの近所付き合いや訪問などを通して生活福祉課題を早期に発見し、民生委員や行政、社会福祉協議会、専門機関などへ連絡や相談を行います。民生委員の負担が大きくなっているため、その活動の手助けを福祉委員と連携して行い、地域福祉の推進を図っていきます。

施策 2

地域福祉の支え手の育成・確保

(1) 高齢者を支える地域づくりに取り組む人材の配置

高齢者の生活支援を行うとともに、介護予防の基盤整備を推進していくため、地域に「生活支

援コーディネーター」を配置し、地域の住民ニーズや社会資源の把握とともに、地域住民が主体となる高齢者に対する生活支援サービスの体制構築に向けて、地域の高齢者をはじめ住民同士の気かけ合う関係性を育み、相互の助け合いや支え合いの仕組みづくりにつなげる地域づくり支援に取り組みます。

(2)運動リーダーの養成・支援

高齢者の運動機能の低下は、要介護状態につながる要因となることから、ひた健康運動リーダーを今後も養成し、介護予防につながる運動の知識の普及・啓発を行うとともに、ひた健康運動リーダーが地域で活動できるように支援を行い、市民一人ひとりの健康意識の向上を図っていきます。また運動リーダーとなった後もフォローアップの研修会を定期的の実施し、リーダーとしてのスキルアップや地域活動の支援を継続して行います。

(3)認知症サポーターの養成・支援

認知症は高齢になるほど有病率が高く 90 歳以上では 50%と誰でも認知症になりうるという認識を持たなければなりません。令和 6 年 1 月に施行された「認知症基本法」では、認知症の本人や家族の意見の尊重、周囲の理解や合理的配慮の促進が求められています。認知症になっても本人の意思が尊重され住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域の人々の認知症に対する理解が必要です。そのために、新しい認知症観を踏まえた正しい知識と理解を持ち、地域等で認知症の人やその家族を優しく見守る認知症サポーターを養成していきます。

また、認知症サポーターの学びを基盤として具体的に支援活動を実施するチームオレンジ(※)のメンバーを養成し、今後も認知症の人の希望に応じた支援を実現していきます。

※チームオレンジ：認知症の人や家族に対し、早期からの支援等を行うための、認知症サポーターによるチーム。

(4)ゲートキーパー(※)の養成

日田市の自殺者数は、増減を繰り返しながら推移をしており、死亡率は全国、大分県を上回っています。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、かけがえのない命を少しでも救うため、自殺の危険を示すサインに気付き、適切な関わりやつながりができる「ゲートキーパー」を養成し、すべての人がかけがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

※ゲートキーパー：悩んでいる人に「気付き」「声を掛け」「話を聞き」「必要な支援につなげ」「見守る」人のこと。特別な資格ではなく、様々な立場の人が役割を担うことが期待されている。

(5)児童福祉に関する人材の確保

教育・保育施設の中には、保育士等の不足により、児童の受け入れを断らざるを得ない施設もあります。仕事等を持ちながら子育てをする保護者にとって、入園の可否は大きな問題であり、保育士等の確保は重要な課題です。そのため、日田市出身学生の U ターン促進を目的とした保育士等養成校への訪問や市内高校生向けの就職説明会への参加、就職フェアの開催を通して、保育士等の確保に取り組みます。

(6)福祉に関する人材の確保

今後、本市の総人口は減少し、少子・高齢化が進むことにより、市民の福祉サービスに対する需要の増大、ニーズの多様化が見込まれる中、それに対応できる福祉の人材確保が不安視されています。そのため、関係機関と協議し、研修における講師派遣費用の一部を助成するなど支援を行います。

また、福祉人材の確保やスキルアップのための研修や助成等を継続して実施するとともに、働きやすい職場づくりや離職防止及び処遇改善に向けて関係機関と協力していきます。さらに、多様な人材確保に向けた取組として、福祉の仕事の魅力を伝える情報発信にも努めていきます。

(7)食生活改善推進員の育成・支援

日田市民の食塩摂取量は国の推奨量よりも多く、また野菜の摂取量は1日の摂取目標量よりも少なく、1日に必要な野菜の摂取量の目安量を知っている人も少ないことがわかっています。地域において薄味や野菜料理、バランスのとれた料理の普及など、食育の普及・啓発を行う「食生活改善推進員」の育成や活動支援を今後も行い、市民一人ひとりの食を通じた健康の保持・増進を図っていきます。

3 ボランティア団体等の育成・支援

施策 1 ボランティア・NPO等の育成・支援

(1)ボランティアの育成・活動支援（社会福祉協議会事業）

市民アンケートの結果から、地域において助け合いを活発化するためには、地域活動に携わる人材を育てることが必要と回答した方が一定割合見られました。このように、地域を支える担い手の必要性が高まっている中、地域のために自ら進んで活動するボランティアの存在は重要となることから、社会福祉協議会では、それぞれの地域で福祉活動を行う福祉委員や、手話や点字、生活支援などの専門性のあるボランティアを育成するための支援や、市民ニーズの発掘とボランティア希望者又は団体の登録を行い、ニーズと活動をマッチングするコーディネートを行います。

そのほか、ボランティア希望者及び団体が連絡・協調して、情報及び意見の交換を行えるよう、団体間等の交流を促進するための場の設置や、夏のボランティア体験月間の開催により、ボランティア活動へ参加するきっかけを作ることにより、ボランティアの輪を広げ、併せて市民のボランティア活動への参加を促進していきます。

(2)学校安全ボランティアによる安全で安心できる学校の確立

近年、通学路等において子どもたちが事件や事故に巻き込まれる痛ましい事案が全国各地で発生しており、地域社会全体で学校安全に取り組むことが必要になります。そのため、学校安全ボランティア（スクールガード）を地域住民に委嘱することにより、通学路において巡回活動や

見守り活動をお願いし、安全に教育を受けられる環境を整備します。

(3)防災士の養成

市では、平成 24 年の九州北部豪雨をはじめとした度重なる水害や、平成 28 年の熊本地震など大きな災害を経験し、地域防災力の強化など、減災につながる対策の充実強化が喫緊の課題となっています。自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得した防災士をすべての自主防災組織に配置するとともに、これまで養成した防災士を対象にスキルアップ研修を実施し、防災・減災へ取り組んでいきます。

(4)災害ボランティアネットワークの整備（社会福祉協議会事業）

大規模な災害が発生した場合、災害復旧には大きな混乱が生じる可能性があります。そのため、災害対応を行う各種団体が、災害を想定し、ボランティア同士の役割分担や支援体制、備蓄及び備品の整備状況、研修や訓練の積み重ね等の強化、体制の確立を行う関係団体の連絡協議会を継続して設置し、災害発生に備えます。

(5)母子寡婦福祉会への支援

ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援を行うためには、母子会の存在や、母子会が行う「児童対象の学習会」などの様々な活動が必要であり、ひとり親家庭にとっては、身近で気軽に相談できる存在となっています。

社会的・経済的に弱く不安定な立場にある母子家庭等の母親が自助・相互扶助を目的に運営している日田市母子寡婦福祉会に対し補助を行い、同会の運営を安定させ、ひとり親家庭の福祉の向上を図ります。

(6)有償ボランティア活動への支援（社会福祉協議会事業）

地域での支え合いが求められている中、有償ボランティアのニーズが高まっています。住み慣れた地域で安心して暮らすために、身近な地域での有償ボランティア活動を推進し、立ち上げに向けた側面的な支援を行っていきます。

(7)NPOの育成

人口減少の進行により、地域に居住する人たちだけでは、地域づくりは進んでいきません。市民が主体となったまちづくり活動を推進するため、これからのまちづくりを担う企画力や行動力のある人材育成に努めるとともに、すでに活動している個人や団体相互の交流の機会を提供し、連携や新たな活動の促進を図ります。

第2節 地域のつながりや支え合いの関係が生まれ、地域の力を向上させるための“地域づくり”

① 地域交流の促進

施策1 交流の促進と居場所づくり

(1) 地域コミュニティの基盤となる居場所づくり **新 重** (再掲)

地域の人と人とのつながりの希薄化により、様々な課題や困難を抱える方が、周囲の誰にも相談できず、地域の中で埋もれてしまうことがあります。これを防ぐには、何か異変があった場合、地域住民が気付き、早めに支援につながる 것이大切です。このためには、日頃から、地域住民の間で相互に気にかけてあう意識を育むことが必要となりますが、このような環境づくりを進めるため、属性や世代を超えて地域の様々な人が集まり、安心して気軽にに関わりながら過ごせる場を設けることで、住民同士の交流の促進を図っていきます。

(→第1節 ①福祉意識の醸成 施策3(1)でも記載)。

(2) 公民館活動の活性化

公民館は住民が気軽に集える身近な居場所の一つであり、青少年学習や人権学習などの公民館が企画する事業のほかに、地域の様々な団体等が実施する自主学習教室などが開催されています。これらは地域住民同士の交流の場となっており、つながりをつくる機会となっています。

また、公民館と同様に地域との関係の深い組織である社会福祉協議会とも連携することで、住民の関心のあることやニーズを把握し、公民館活動の活性化に努めていきます。

(3) 高齢者の交流の促進

自宅に閉じこもりがちな方や他者との交流が必要な方が、公民館等の身近な施設で開催している生きがいサロンや住民主体の通いの場を利用することで、生きがいづくりや介護予防につながるよう支援しています。

特に、住民主体の通いの場については、外出や運動、コミュニケーションの機会を増やし、介護予防の場として健康寿命延伸の一助となることから、週に1回以上の開催ができるよう支援し、住民が活躍し生きがいにつながる地域づくりを行っています。

〈コラム②〉 ～ 田島1丁目の「週1通いの場」の取組 ～

- 田島1丁目では、毎週金曜日、町内の公民館で「介護予防教室」が開催されています。
- 教室では、「めじろん元気アップ体操」と「ラジオ体操」を基本に、「365歩のマーチ」に合わせた体操、熱中症対策のクイズ、健康講話のほか、ゲームなどのレクリエーションを実施しており、毎週、地域の10名くらいの高齢者の方が、楽しみながら参加しています。
- 参加している高齢者の方からは、「運動する習慣になり、日々の健康に役立っている。」「おしゃべりができて仲間との交流が楽しみ。」などの声が聞かれます。
- このような「週1通いの場」は、自宅ではなかなか運動しないという高齢者にとって、無理なく楽しく運動習慣を身につけ継続できたり、社会参加の場となっており、現在、市内では103か所（令和6年8月末）の会場で、それぞれ工夫を凝らした内容で取り組まれています。



(4)子どもの居場所づくり

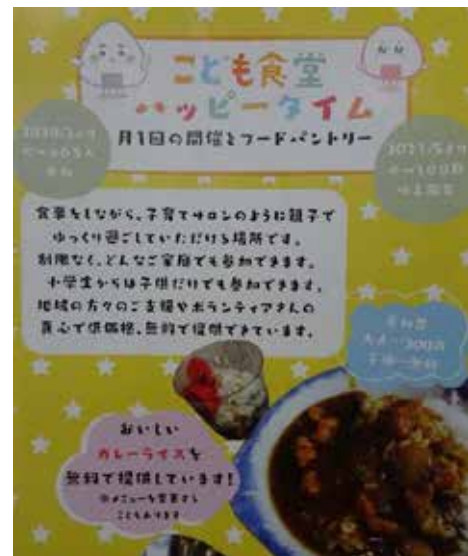
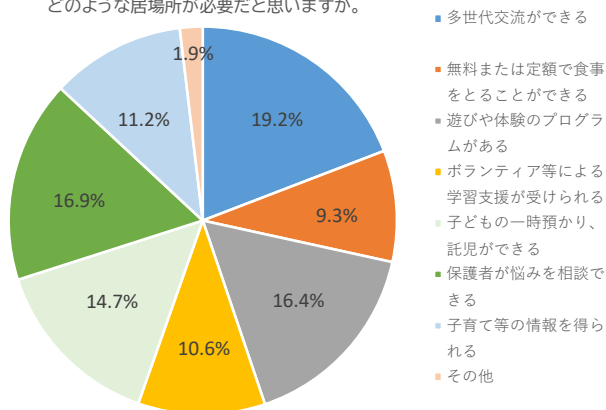
少子高齢化や核家族化に伴い子どもや家庭を取り巻く環境が変化し、家庭の教育力の低下や地域における人間関係の希薄化が指摘されています。子どもたちの健やかな成長を支えるため、地域・学校・公民館が連携し、公民館や地域における様々な生活体験活動の実施や放課後、休日の安全・安心な居場所づくりを推進します。

また、子どもの孤食の解消や安心・安全な子どもの居場所づくりを目的に、食事の提供と学習支援や体験活動を実施する団体等を支援することで、地域の力を活かした子どもの居場所づくりに努めます。

〈コラム③〉 「こども食堂ハッピータイム」 ～ 地域の子ども食堂の取組 ～

- 「こども食堂ハッピータイム」は、三芳地区で毎月1回、日曜日のお昼どきに開かれます。
- ハッピータイムでは、地域で採れた野菜を使った、できたてのカレーライスなどがふるまわれ、毎月、地域の子どもたちをはじめ、幅広い世代の10名くらいの方が集います。
- 子どもたちからは、「友達と遊んだり、ご飯が食べられて楽しかった。」「おなかいっぱい、おいしかった。」など、大人たちからは、「おしゃべりして、何だかほっとした。」「毎回楽しみにしている。」などの声が聞かれます。
- このように、こども食堂は地域の子どもたちにとって、友達と語り合ったり、大人から昔の地域のお話を聞けたり、かけがえのない身近な交流場所となっており、現在、市内の8つの地区で開かれています（令和6年12月末）。

問19 こどもが地域で社会の中で健やかに育つためには、どのような居場所が必要だと思いますか。



(5)放課後児童クラブの運営強化 新

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）が、授業が終了した放課後、土曜日や長期休暇中に、家庭に代わって小学校の余裕教室等で過ごすことができる場所です。人口減少、少子化に伴い対象児童数は減少していますが、核家族化、共働き世帯やひとり親世帯の増加に伴い、放課後児童クラブのニーズは高くなっています。

これまで、児童クラブの運営は保護者主体の運営委員会により行われており、保護者は昼間の就業後に児童クラブの運営者、雇用主としての責任を抱えていること、また、児童クラブの会計事務や放課後児童支援員の給与計算等、様々な業務が大きな負担となっていました。

このようなことから、令和6年度より保護者の負担軽減を図るため、運営主体の抜本的な見直しを行い、運営を一元化しました。なお、放課後児童クラブの未設置地区については、地域の実情に応じて対応していきます。

(1)地域コミュニティ維持及び地域課題の解決に向けた取組に対する支援

市内周辺部においては人口減少や高齢化等が著しく、そのため、集落機能の維持などが困難になりつつあります。住み慣れた地域で安心して快適に暮らせるためには、住民自らが活動する環境をつくり、自治の領域を広げることが、持続可能な地域をつくっていくことにつながります。そこで、集落機能の維持が困難になりつつある地域を対象として、住民主体による地域コミュニティ維持及び地域課題の解決に向けた取組に対する支援を行い、安心して快適に暮らせる地域を目指します。

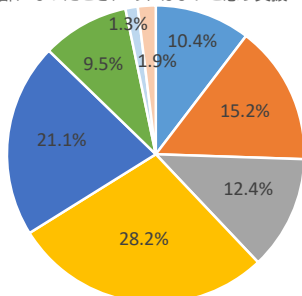
本市では、アンケート調査でも需要の多かった高齢者の移動支援について、住民主体の支え合いによるサービスの創出に向けた取組を開始しました。今後も日常生活上の支援体制の充実を図るため、地域のニーズを把握し、支援の担い手の育成や地域での互助活動の中心となる協議体の支援を行うなど、各地域の実情に応じた持続可能な地域づくりを進めていきます。

〈コラム④〉 ～住民の支え合いによる高齢者移動支援の取組に向けて～

- 日田市では、多くの高齢者の方が、免許返納後の生活など移動に関する不安を抱えています。
- そこで、地域住民の懇談会が開かれ、「みんなで作る高齢者の支え合い」をテーマに、地域の移動に関する困りごと（買い物、病院への通院など）や、どうしたら住民同士の助け合い活動に取り組めるか、などについて話し合っています。



アンケート 問32 高齢になったときにあればよいと思う支援



- 住まいを確保するための支援
- 食事の提供支援
- 体力や体調の変化について気軽に相談できる支援
- 買い物や通院等のための利用しやすい交通手段
- 日々のちょっとした困りごとを頼める支援（買い物、ゴミ出し、草むしり、電球交換等）
- 死後に備えた手続の支援（遺言、遺品整理、相続など）
- その他
- 無回答

※関連施策として P45「(3) 高齢者の移動支援」を参照

(2)地域の集落機能維持への取組

過疎化や高齢化の進行が著しい周辺部では、地域住民の閉塞感や将来への不安が大きく、地域コミュニティを維持していくことが困難になりつつあります。そこで、地域の実情に詳しい人材に地域の様々な活動に関わってもらい、地域団体の活動支援等を行いながら、地域内での交流を促進する集落支援員を配置します。

(3)地域活性化への支援と拠点の整備

地域活動にあたっては、基礎的団体である自治会等が中心的となって活動しており、特に共助の部分では大きな役割を担っています。その自治会等が行う地域活性化の取組や公民館等の拠点の整備、地域振興を図ることを目的に行う事業に対し、経費助成などを行い、地域コミュニティの維持を支援していきます。

また、市民活動団体等が自主的かつ自発的に行う地域課題の解決につながる公益的な事業に対して経費の補助を行い、活動を支援します。若い世代がまちづくりに関する活動の担い手となるよう、若い世代への補助にも力を入れ支援します。

(4)学校運営への参画による地域づくり

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化してきており、未来を担う子どもたちのたくましく、心豊かな成長のためには、学校と地域の連携・協働が重要です。そこで、学校運営に地域の人々や保護者が参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）を推進し、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針や教育活動の実践に地域のニーズを反映させるとともに、地域ならではの特色ある学校づくりを行います。

施策 3 活動環境づくり

(1)高齢者の活動環境づくり

高齢者の地域社会への参画や生きがいづくりの生涯学習や活動の場を提供し、参加しやすい環境をつくることは、高齢化が進むなか、ますます重要性を増しており、高齢者が地域で生きがいを持って暮らせることにつながり、また健康寿命の延伸や認知症予防にも効果が期待できます。

「咸宜大学」では、文化、人権、防災など様々な分野の講座のほか、バス研修や各種クラブ活動、高校で看護を学ぶ学生と各クラブとの交流事業を実施してきました。今後もそのような事業を行うことにより、生きがいや健康づくりなどに取り組むための環境づくりを進めます。

また、老人福祉センターでは日田市老人クラブ連合会と連携し、「8坪農園」の貸し出し、「趣味の教室」の充実、文化活動の発表の場としての「生きがいグループ合同発表会」の開催など、高齢期を豊かに過ごすため、スポーツ・文化・知識・教養などを学ぶ機会を提供し、積極的に参加しやすい環境づくりを進めます。

(2)ふれあい宅配講座の実施

市民等の団体・グループが要望する集会等に市職員等が出向き、市政の説明や講演などを行う「ふれあい宅配講座」を開講し、市民への学習機会の充実及び意識啓発の促進、市民相互の生涯学習のまちづくりを推進し、市民が考え、活動する環境づくりを支援します。

(3)地区集会所の機能充実

地区集会所は、人権問題に係る啓発事業と福祉活動を通じて、地域住民の活発な交流を推進し、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を目指す拠点的な施設です。

このため、集会所を「開かれたコミュニティセンター」と位置づけ、生活に密着する課題に着

目したうえで、多くの住民が参加できる学びや議論の機会を設定し、支え合う意識の醸成が図られる環境づくりに努めます。

② 生活環境の整備

施策 1 移動手段の確保

(1)暮らしを守る地域公共交通づくり

本市では、必要不可欠な民間バス路線の赤字補填によるバス路線の維持、公共交通空白地域における乗合タクシーの運行、上津江・中津江地区の全域や大山地区の一部地域における予約制の市営デマンドバスの運行、スクールバスの空き時間を利用した福祉バスや市中心部の循環バスの運行など、様々な方策により、地域住民の通院や買い物等における生活交通を確保する取組を進めてきました。しかし、人口減少や高齢化、過疎化の進行により、地域公共交通の重要性はますます高まっているのが現状です。

公共交通は、地域づくりや地域福祉の推進の上で重要な役割を持つことから、持続可能な公共交通ネットワークの維持確保、利便性の向上を図りながら、交通事業者や地域の人たちと一緒に、地域の実態にあった交通体系・交通手段の確保ができるよう取り組んでいきます。

(2)障がい者の移動支援

知的障がい・精神障がい又は身体障がいを持つ人の中には、移動に著しい困難を持っている人がおり、気軽に外出することができない人がいます。

引き続き、相談支援事業所と密に連携し、移動の援護など適切なサービスの提供や移動に必要な情報提供等を行い、障がい者の移動に対する支援を行います。

(3)高齢者の移動支援 ※関連施策として P43 コラム④を参照

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしを続けるためには、高齢者一人ひとりの状態やその変化に応じて、適切なサービスや多様な支援を提供することが必要です。

高齢者に対する外出支援や買い物支援、見守りなど、日常生活上の支援体制の充実を図るため、支援の担い手の育成や地域での互助活動の中心となる協議体の設置に向けて支援を行います。

施策 2 居住環境や居住支援体制の整備

(1)障がい者住宅のバリアフリー化

在宅重度障がい者や同居する家族等が、生活上支障のある設備の改造（バリアフリー化）を行う場合、その必要経費は大きな負担となります。そのため、必要な費用の一部を助成し、障がい者が安心して暮らせる環境の整備を支援します。

(2)高齢者住宅のバリアフリー化

在宅高齢者が寝たきりの状態となることを予防するとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅改造を行う場合、その必要経費は大きな負担となります。そのため、手すり設置・段差解消等の対象工事に対して必要な費用の一部を助成し、高齢者及び介護者が安心して暮らせる環境の整備を支援します。

(3)公共施設のバリアフリー化

公共施設は不特定多数の人が利用するため、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化など、公共施設の新築、増築、改築等を行う場合には、高齢者や障がい者等が安全かつ容易に利用できる施設の整備を行います。

(4)高齢者等の住宅要配慮者への支援 **新**

住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退去時の支援まで、日常の安否確認・見守り支援と、生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎなど、地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備に向けて、福祉施策と住宅施策の連携の強化及び民間関係団体とのネットワークの拡充を推進します。

施策 3

安全な交通アクセスの整備

(1)通学路における児童生徒の安全確保

登下校中の児童生徒の安全を確保するため、引き続き「日田市通学路交通安全プログラム」を策定します。年度当初に各学校において通学路の点検を実施し、その後、通学路安全推進会議において、点検結果に基づき、道路管理者や警察等の関係機関と情報共有を行うとともに、具体的な改善策について検討・協議し、さらには関係機関に働きかけを行うなど、通学路における児童生徒の安全確保に努めます。

(2)生活関連道路の安全対策・整備

市民に身近で欠かせない生活道路の整備に対する要望は多く、拡幅や離合所設置などの改良や側溝等の施設整備により安全性や利便性の向上を図ります。

また、見通しの悪い交差点、カーブ及び道路との高低差が大きいなどの危険な箇所については、交通事故の防止や被害の軽減のためカーブミラーやガードレールなどの交通安全施設を整備し、利用者が安心して通行できる安全性の高い道路環境を整備します。

(3)交通安全の啓発

本市において、車の利用は日常生活に欠かせない重要な役割を果たしています。

人と車の共生を目指して、安全で快適な交通環境を実現するために、地域や関係団体と連携しながら、交通安全啓発活動の推進や交通安全教室の開催など運転者と歩行者の交通安全意識の高揚に努めていきます。

施策 1 見守りネットワークの充実

(1) ひと高齢者等見守りあんしんネットの取組

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活ができるように、地域の実情に応じた高齢者等を見守る体制を構築する必要があります。日頃から高齢者等と接する機会の多い生活関連事業者と協定を締結し「ひと高齢者等見守りあんしんネット」を構築しています。今後も生活関連事業者との協定締結の拡充を促進し、生活関連事業者が高齢者等世帯を訪問、又は高齢者等が来店した際に様子が異変が疑われる場合は市や警察署に通報し、市と警察署が連携して迅速に対応するよう努めます。

(2) 認知症高齢者の見守り支援

認知症の予防や、認知症の人や家族が孤立した生活をしないためには社会との関わりが必要です。そのために、認知症の人や家族などが集う「オレンジカフェ（認知症カフェ）」の運営支援や、認知症の人と支援者をつなぐチームオレンジの体制づくりを行います。特に認知症の人を介護する家族等の不安の軽減を図るために、同じ悩みを持つ介護者相互の交流会を開催しています。

また、地域の高齢者が安心して生活を継続できるよう、行方不明者早期発見のネットワークづくりなど、地域における認知症高齢者等の見守り体制の構築に向けた支援を行います。

(3) 一人暮らしの高齢者等への支援

本市では、近年、高齢化率の上昇とともに、一人暮らしの高齢者（単身高齢者）の世帯数が増加の傾向にあります。このような単身高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるため、支援が必要な方に対して、配食サービスの提供による食生活の支援と合わせて、見守りによる安否確認を実施し、何かあった場合には関係機関へ連絡を行う等の支援を行っています。

このような食を通じた高齢者の安否確認のほか、今後も単身高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ライフステージに応じた支援ニーズを適切に把握したうえで、必要な支援を検討していきます。

(4) 障がい者の地域生活定着へ向けた支援

自宅において単身で生活する障がい者や同居している家族等が、障がい、疾病等のため、緊急時の支援が見込まれない状況にある場合、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による支援体制が必要です。入所施設や精神科病院から退所又は退院した人や地域生活が不安定な人などに対しては、相談支援事業所による面接でのアセスメントを実施し、生活状況や緊急時の連絡先等を記載した地域定着支援台帳を作成して常時の連絡体制を確保しながら、緊急訪問や相談など必要な支援を行っています。

(5)不審事案発生時の周知と情報提供

犯罪、事故等による被害を未然に防止するため、事件や事故が発生した場合には、無線放送やホームページ、又は携帯メールシステム等を活用して広く市民に周知するとともに、日田市民に危害が及ぶ恐れのある事件発生時においては、警察、関係部署と相互に連携し迅速に情報を提供して、誰もが安心して生活することができる地域社会の実現に取り組んでいきます。

施策 2

災害時の支援体制の充実

(1)災害時の支援とネットワークづくり

高齢者や障がい者、乳幼児など要配慮者のうち災害発生時に避難支援が必要となる避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し自治会や民生委員など避難支援等関係者へ情報提供し、地域での要配慮者の把握を行っています。

災害発生時、避難行動要支援者は一人では避難行動をとることが難しくなると考えられるため、本人や家族はもちろん、地域住民や福祉専門職、市福祉部局・市防災部局など様々な関係者と一緒に個別避難計画の作成にも取り組み、災害時に迅速な避難行動につなげるための支援体制づくりや、平時からの顔の見える地域づくりを推進していきます。

また、避難を要する要配慮者のうち指定避難所や自宅等での避難が著しく困難となった人を対象に、市内 32 の社会福祉施設等と協定を締結し協定福祉避難所として開設・運営をお願いしているほか、市中央児童館を乳幼児や妊産婦等を受け入れるための指定福祉避難所として指定しており、要配慮者が安心して避難できる体制を整えています。

さらに、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、緊急連絡先・かかりつけ医・既往症などの情報を記載した容器（緊急医療情報キット）の配備を行い、緊急時の安心・安全の確保を図っていきます。

このほか、大規模な地震が発生した場合を想定し、あらかじめ避難行動要支援者の視点に立った必要な対応を検証していきます。

(2)自主防災組織への支援

ひとたび大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、行政の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しく、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。そして「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより、被害の軽減を図ることができます。

日田市は、近年の大規模災害の教訓から地域防災力の強化など、減災につながる対策の充実強化が喫緊の課題となっています。自主防災組織は、地域防災力の向上とともに地域社会での連帯意識の醸成にもつながるため、自主防災組織の活動に必要な備品の購入及び訓練に要する経費に対し助成を行い、自主防災組織の活動を支援していきます。



防災士の避難所開設訓練



住民参加型訓練

(3)被災者への居住支援 **新**

住家被害を受けた方が、指定避難所又は協定避難所での避難生活が長期化しないよう住宅再建までの間において、一時的な居住の安定を確保する必要があります。

被災者の円滑な一時避難と早期の住宅再建に資するため、市営住宅への受入れのほか、居住支援法人や福祉関係団体・不動産関係団体等との連携を強化し、空き家や民間賃貸住宅の空き室を活用した一時避難場所の確保や入居後の見守り支援体制の整備に向けて取組を進めます。

(4)災害ボランティアセンターの開設・運営（社会福祉協議会事業）

災害時に設置される災害ボランティアセンターは、被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点となります。災害ボランティアセンターの開設・運営は社会福祉協議会が担っており、災害対策本部などと連携のうえ、ボランティアの登録・管理、派遣や、各団体間の調整等を行っています。

災害ボランティアは被災直後、被災者にとって、心の支えとなる重要な支援となっています。日ごろから地元自治会やボランティア団体との関係の強い社会福祉協議会において、被災者に寄り添い求められる支援を行えるよう、市や各団体との連携を強化していきます。

4 地域福祉の基盤とネットワーク強化

施策 1

社会福祉協議会活動の充実

社会福祉協議会は、地域の様々な生活課題や福祉問題に対し、各種事業の企画、実施や地区社会福祉協議会というネットワークによる事業の展開、あるいは地域住民の参加を促進しながら、地域福祉の活動に取り組んでおり、市とともに地域福祉推進の主体となっています。社会福祉協議会が担う役割は、地域福祉課題が複雑・多様化している中でますます大きくなっています。そのため、市との十分な連携を図ることにより、地域住民の生活福祉の向上につながるよう、社会福祉協議会の活動を充実していきます。

施策 2

地域の多様な担い手がつながるプラットフォームの展開 ⑧ 重

地域住民のニーズや生活課題は多様化しており、福祉分野の関係主体に限らず、そのほかの分野で住民の生活を担っている一般企業・個人事業主、教育機関など、地域の多様な主体と協働していく必要があります。

このような多様な主体が集まることで新たな関係性が構築され、さらに、地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合うことで新たな気付きを得て、アクションが起きやすい環境を整えるため、地域の多様な担い手がつながるプラットフォーム（※）を展開していきます。

※プラットフォーム：分野・領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、更なる展開が生まれる“場”。

〈コラム⑤〉 ～すべての人が地域で活躍できるための分野を横断した取組について～

- 地域共生社会の実現に向けては、すべての人が、どのような状況にあっても、自分らしくそれぞれで役割を持って暮らせるための地域づくりが求められます。
- このような観点から、「ひた生活支援相談センター」では、福祉分野以外の様々な分野と連携し、様々な生きづらさを抱えた方（精神面で波のある方など）に向けて、社会参加や就労につなぐための支援を行っています。
- 農業の分野では、自然とのふれあいや時間的に柔軟な働き方が可能。

例えば、週2日、収穫したねぎの泥落としや整理を行う出荷準備を経験した方からは、「自然の中で働くことで、心のリフレッシュになった」、「自分でもできることが見付き、仕事への興味が出てきた」などの感想が聞かれます。

- このほか、工業の分野では、自分の適性を活かした活躍ができるよう企業の方と連携し、安心して作業に従事できる環境の整備などに取り組んでいます。
- 今後も、このような様々な分野を横断した包括的な支援が、各地域で広がるような取組を進めていきます。



施策 3

社会福祉法人の地域公益活動の充実 ⑨ 新

社会福祉法人は、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域の福祉ニーズに対して積極的に対応していくことが求められています。

社会福祉法人が地域で公益的な取組を行う際に、円滑に地域の福祉ニーズを把握できるよう協力し、地域の福祉サービスの充実を図ります。

〈コラム⑥〉「ほっと喫茶」～（社会福祉法人）ぴいたあパンの家の地域における取組～

- （社会福祉法人）ぴいたあパンの家では、地域における公益的な取組として、毎月1回、施設の喫茶店を地域住民のために開放し、地域住民が気軽に集える「ほっと喫茶」を開催しています。
- 「ほっと喫茶」には、津辻地区の地域住民10名ぐらいの方が集い、参加した地域住民の方は、おのおの、施設の焼きたてのパンとコーヒーを片手に、よもやま話に花を咲かせています。
- このように、「ほっと喫茶」は、地域住民同士のつながりを深める大切な地域の交流の場となっています。また、余ったパンは、地域の児童福祉施設等に提供しています。



施策4 地域福祉情報の提供

(1) 情報提供の充実

医療、健康などの福祉情報やまちづくりに関する情報等が必要とする人に届くことは、地域で暮らしていく上での安心や地域活動のきっかけ、活性化につながります。これらの情報を有効に活用してもらうためには、「誰もが容易に取得できる」ようにしなければならず、行政情報を発信することの重要性を認識して市民と情報共有を図る必要があります。そのため、市民のニーズに応じ、広報紙、ホームページ、SNS、防災ラジオ等を活用した情報発信を行っています。今後も市民が容易に取得できる媒体の活用を図るとともに、市からの地域福祉情報の発信にあたっては、市民が情報を得やすいよう情報提供の充実に努めます。

(2) 子育てガイドブックの発行

子育てに関する相談窓口や施設、支援策などはとても種類が多く、施策の内容の変更等もあるため、子育てに役立つ情報をより分かりやすく提供できるよう、毎年、民間企業と共同製作し、出産・子育てに関する各種支援サービスや相談窓口を紹介する市民向けの子育て情報誌を発行しています。今後も子育て中の保護者が容易に情報を受け取ることができる手段の一つとして、発行を継続していきます。

(3)介護保険に関するパンフレットの作成

介護保険のサービス内容や利用方法は、要介護度や使うサービスにより異なり、市民にとってはわかりにくい。ため、介護保険で受けられるサービスや料金、利用方法などをまとめたパンフレットを3年に1度作成し配布することで、介護保険に関する内容の周知を図っていきます。

また、高齢になると誰でも認知症になる可能性があるといわれています。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、認知症の進行状況に応じて利用できるサービスなどをまとめ、パンフレットとホームページで周知していきます。

(4)カラーユニバーサルデザインの推進

市が配布する様々な印刷物は、情報になるべくすべての人に正確に伝わるよう配慮して作成する必要があります。特に印刷物は視覚でとらえるものである以上、色覚や視覚に障がいがある人や加齢とともに視力が低下した高齢者などにも見やすく分かりやすいものでなければなりません。市の印刷物の作成にあたっては、カラーユニバーサルデザインに基づいた作成のガイドラインを周知し、誰もが見やすいものとなるよう取り組みます。

(5)消費者被害情報の提供

消費者被害の未然防止のためには、消費者自身が消費者問題に関心を持ち、正しい知識を身に付けることが必要です。そのため、消費者セミナーを地域の公民館等で開催するとともに、ホームページ・広報紙等で消費者被害の実態についての情報提供や注意喚起を行っていきます。また、消費者団体の活動を支援し、団体が行う消費者の知識習得の支援及び消費生活展での発信を行います。

第3節 様々な生きづらさを抱えた方が、

包括的に人や地域に“つながる仕組みづくり”

① 包括的な相談支援の強化

施策1 相談機能の充実

(1) 多機関協働事業による包括的な支援体制の整備 **新 重**

地域で住民が抱えている生活福祉課題は、行政機関や社会福祉協議会、地域包括支援センター、ひた生活支援相談センター等で相談に応じていますが、近年、高齢者福祉や児童福祉、障がい福祉などの複数の分野の問題が複雑化・複合化し、また、ひきこもりや8050問題などこれまでの制度では対応しきれない課題も出てきています。これらの複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題は周囲が気づきにくいというえ、一つの相談機関では解決できないものが多いため、問題が深刻化するおそれがあります。このようなケースに対応するため、支援機関同士及び行政機関との連携を強化し、適切なマネジメント役のもと支援者の役割分担を行うなど、チームとして多機関が協働し包括的な支援を行います。

また、支援にあたっては地域の社会資源（※）や支援メニューの活用も必要であり、支援対象者に適した社会資源等とのマッチングを行います。そのために、地域に不足する社会資源等を把握し、地域の団体等に働きかけるなどして、新たな社会資源等の創出に向けた支援を行います。

※社会資源：支援に活用できる「ヒト、モノ、財源、情報」のこと。

(2) アウトリーチ支援（※）による継続的な相談機能の充実 **新 重**

地域には、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人がいます。

このようなケースでは、少しでも早く支援とつながることにより、課題の深刻化を防止できることから、相談に来るのを待つのではなく、支援機関との連携や地域住民とのつながりの中で、潜在的なニーズを把握します。

また、このような課題を抱える人に関する情報を得たのち、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることで、適切な支援につなげていきます。

※アウトリーチ支援：支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

市内4つの日常生活圏域に各1か所の地域包括支援センターを委託により設置運営し、総合的な相談窓口機能、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント業務、ケアマネジメント業務を通じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「医療・介護予防・介護・生活支援・住まい」を一体的に提供し、かつ包括的な支援・サ

ービスを行うことができる地域包括ケアシステムの構築を、多様な関係機関と連携しながら推進しています。

また、医療や介護が必要な状態になっても、在宅医療と介護を一体的に提供する支援体制を構築するため、在宅医療・介護連携推進会議を中心に多職種連携の推進や地域住民への普及啓発に取り組んでいます。今後は、住民の在宅医療と介護の連携について理解を促進するため、地域へ出向いての出前講座等を開催し普及啓発に取り組んでいきます。

(4)地域子育て支援拠点の整備

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化の中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感が増大しています。子育て中の親子の交流や育児相談ができる場所を提供することで、保護者の抱える、育児に関する様々な不安の解消を図り、本市において安心して子どもを産み育てられるよう現行の施設を活用し、引き続き、子育て中の親子の交流や育児相談ができる場所を提供し、子育て支援を行っていきます。

(5)妊娠期から子育て期までの継続した支援

支援が必要な家庭・乳幼児・児童が年々増加傾向にあり、その背景も複雑・多様化しています。妊娠期から適切な情報提供や支援ができるよう、こども家庭相談室に「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期の相談支援体制の充実や総合的な支援を行います。

また、育児不安を抱える妊産婦に対しては、産科医・小児科医・保健師等の連携を強化しての支援、さらに、出産後には保健師による全戸対象の母子訪問や乳幼児健康相談、5歳児発達相談会など、妊娠中からの切れ目ない支援を行います。

(6)犯罪被害者への支援

犯罪が起こった場合、その被害者は、加害者の責任能力や経済能力の不足により十分な補償が受けられないだけでなく、法的手続き、入院や治療等、普段の生活に支障をきたし、風評被害等の二次的被害に遭うなど、被害の拡大が懸念されます。犯罪被害者やその家族が、被害から早期回復し、精神的・経済的な負担が軽減されるよう、警察署、大分被害者支援センターと相談に関する連携を図り、見舞金の給付等の支援を行っていきます。

施策 2

相談体制の充実

(1)認知症に関する相談体制の充実

認知症の進行を緩やかにするには、早期から継続的に関わる必要があります。認知症が疑われる人の初期の支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームや、地域での支援ネットワークを構築したり相談支援を行う認知症地域支援推進員を専任で配置して、状態に応じた適切な支援を行います。

(2)子育てに関する相談体制の充実

育児に不安を抱える保護者や支援を要する児童の相談件数は、年々増加傾向にあります。地域の実情把握・相談対応・調査・継続的支援を行うため、「子育て世代包括支援センター」と「こども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室の機能を包含）」を一体的にした「こども家庭相談室」を設置し、妊娠期から子育てまで一元的に相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行っています。

また、母子父子自立支援員を配置し、貧困率が高いといわれるひとり親家庭の自立や、生活向上を図るための相談・指導に引き続き取り組み、今後も家庭における適正な児童養育や児童福祉の向上を図るための支援に努めていきます。

そのほか、ひきこもりがちで育児不安を抱えて子育てをしている保護者は、相談機関の利用や子育て支援拠点等へ出向くことができません。子育てに対する負担感や不安感を抱える家庭に対しては、ボランティアを派遣し、「傾聴」と「協働」により保護者の負担感や不安感の軽減を図る取組も継続していきます。

このような取組をより効果的に進めるためには、子どもの成長に応じた学校現場との連携が必要不可欠となることから、福祉分野と教育分野との協働をより深めていきます。

(3)子育てサービスに関する相談体制の充実

利用者が様々な子育て支援サービスの中から自分の家庭に一番ふさわしいものを選択することは難しいため、子育て家庭がニーズにあった支援を選択して利用できるよう、こども未来課窓口専任職員を配置し、情報の提供や相談・援助等を行っています。今後も教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する保護者からの相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供や助言を引き続き行います。

(4)障がい者に関する相談体制の充実

障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするためには、専門的な知識に基づいた情報の提供やサービス利用等の支援が重要であり、相談件数や延べ相談人数も年々増加しています。日田市障がい者基幹相談支援センター及び相談支援事業所と連携し、障がい者やその家族、関係者等からの幅広い相談に応じ、必要な情報提供や支援に引き続き取り組んでいきます。

(5)健康に関する相談体制の充実

地域における健康相談は内容が多岐にわたるため、相談内容に応じた細やかな指導や助言などの支援が必要となります。相談件数も年々増加傾向、かつ複雑化しているため、関係機関と連携し、問題解決を行うケースもあります。今後も市民が安心して相談できるよう、地区健康相談や窓口相談、電話相談、女性専門相談、介護予防相談など、引き続き相談体制の充実に努めます。

(6)消費生活に関する相談体制の充実

悪質商法の手口は年々複雑・巧妙化し、消費者被害が深刻化する中、相談内容も多種多岐にわたっています。消費者被害の未然防止及び早期解決のため、市民の誰もが身近な地域で専門的な相談が受けられるよう相談体制を充実させる必要があります。現在、いつでも消費生活相談を受けられるように消費生活センターを市役所内に設置し、専門的な知識を有した相談員を配置し

ています。今後も社会福祉協議会等の福祉関係団体と連携し、消費生活センターの周知を図り、消費者被害防止に努めていきます。

(7)地区集会所における相談体制の充実

地区集会所は、地域住民が抱える地域生活課題に係る相談に対応してきました。今後においては、地域住民との信頼関係の構築を図ることを基本とし、社会状況の変化や住民ニーズを把握し、相談事業の目的や対応可能な項目・内容などを明確に示すなど、対応の強化を図ります。

また「解決まで寄り添う」という原則のもと、次の相談機関への「橋渡し」に終始せず、関連機関との協働体制を整備し相談事業の本格化に努めます。

施策 3

生活困窮者等を支援する体制整備

(1)生活困窮者自立支援の取組

平成 27 年に「ひた生活支援相談センター」を設置して以降、生活困窮等で困りごとを抱える方やその家族からの相談を受け付け、住居の確保や就労に向けた支援、家計の状況把握など、必要な支援を実施してきました。

ひた生活支援相談センターでの相談件数は、コロナ禍において増加したものを除けば、ほぼ横ばいの状況ですが、その相談内容は複雑化・複合化の傾向にあり、相談者だけではなく、世帯全体として支援が必要な状況も見られます。

困りごとを抱えた方が孤立せず、適切な支援につながるということが重要であることから、地域でのつながりや分野を超えた支援者の連携等の中で、幅広く受け止める体制を整備し、これまで実施してきた支援（自立相談支援、住居確保給付金、家計改善支援、就労準備支援など）と合わせて、包括的かつ継続的な相談・自立支援を行います。

また、生活困窮者自立支援法等の改正に伴い、居住に関する相談支援等が明確化されたことから、居住支援に関しては、居住支援協議会等の関係団体との連携を確保し、居住に関する相談対応に加え、関連する福祉サービス等を活用した包括的な支援体制を構築します。

(2)生活保護の相談体制の充実

生活に困窮する相談者は様々な課題を持つ方が多く、相談者の状況や内容から適切な助言や生活保護へのスムーズな申請支援が必要となります。このような相談者に対し、福祉に関する専門的知識を有する相談員がきめ細やかな支援を行い、生活保護の適正な実施を推進する相談体制の充実に努めます。

(3)生活保護受給者の自立支援

生活保護受給者は、身体的な障がいや傷病、生活習慣などの課題を抱えている場合が多々あります。このような生活保護受給者の自立に向けた支援として、生活保護のケースワーカーと就労支援員が公共職業安定所と連携して行う就労支援や就労に向け課題がある方への就労準備支援、家計改善支援を行い日常生活、社会生活及び経済的自立につなげていきます。

施策 4

ひきこもりへの支援

ひきこもりの相談支援は、「ひた生活支援相談センター」を中心に行っていますが、ひきこもりの状態に至った経緯や期間などが様々であるため、解決に至るまでに長い時間を要する難しい課題です。

今後、適切な支援を行っていくためには実態を的確に把握することが必要であることから、実態調査を実施し、その結果を基に適切な支援内容を検討していきます。あわせて、ひきこもりの支援においては専門性も求められることから、より対象者に寄り添うためにも、有識者等を活用した支援を検討します。

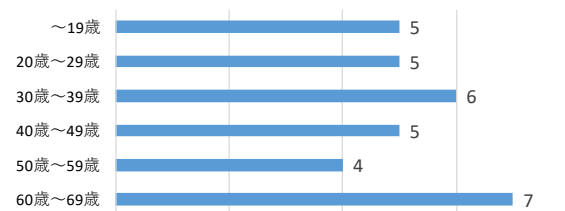
また、社会との接点が少ないひきこもりの状態においても、相談窓口や支援に関する情報が確実に届くよう工夫しながら、広報紙の活用やリーフレットの配布を行っていきます。

＜ 市民アンケート調査のうち、ひきこもりに関連する回答を抜粋したもの ＞

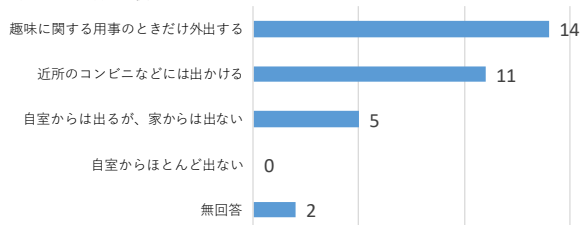
(注) 実態調査ではありません。

- ・ ひきこもり状態にあると推測される人数は、回答者全体で 32 人いた。
- ・ 年齢層ごとに見た場合、60 歳代が最も多くなったが（7 人）、各年代で大きな差は見られない。
- ・ ひきこもりの期間については、5 年～10 年未満が最も多く（7 人）、10 年以上の割合が全体の 1/3 以上を占めている。
- ・ きっかけを見ると、「わからない」が 39%と最も多く占めており、次いで「不登校」、「人間関係のトラブル」となった。
- ・ 相談機関等へ「相談したことはない」との回答が半数となった。

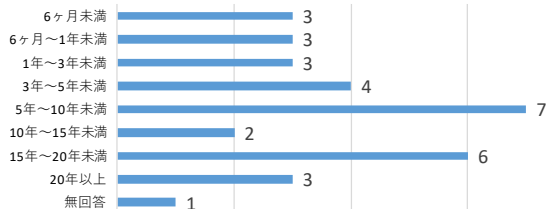
問21-2 該当する方の年齢 単位：人



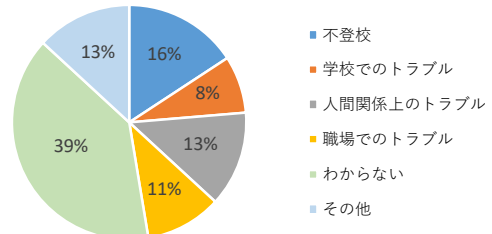
問21-3 外出の状況 単位：人



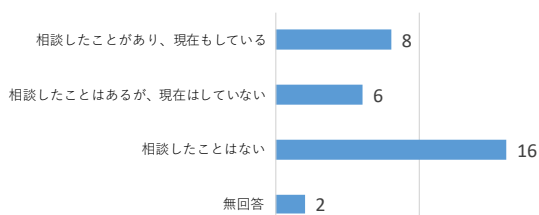
問21-4 現在の状態になったの年数 単位：人



問21-5 きっかけと思われること（複数回答可）



アンケート 問21-6 相談機関や医療機関への相談状況



* アンケート調査の回答(問21,21-2,21-5)について、以下の抽出条件により、クロス集計を行ったもの。

1. 世帯に「仕事や学校などに行かず、家族以外の人との交流をほとんどしない状態」に当てはまる人がいる。(問21)
2. 1に該当する人の年齢が70歳未満(問21-2)
3. 現在の状況になったきっかけと思われることが「要介護状態や病気」以外(問21-5)

〈コラム⑦〉 ～ ひきこもり家族会「KHJ 日田ゆきどけの会」の取組 ～

- 「KHJ 日田ゆきどけの会」は、ひきこもり当事者の家族が集まり、毎月の例会を基本に、勉強会や講師を招いての研修会を実施しています。
- 例会では情報交換や近況・困り事など、参加者が自由に話をしています。話したくない時などは、みなさんの話を聞くだけでも参加できるので、誰もが安心して集まれる場所となっています。
- 勉強会では、まずはご家族が本人の生きづらさを理解し、どう向き合い、関わっていったら良いかを考え、家族ができる具体的な支援方法などを学習しています。
- また、例会・勉強会以外の対応も行っており、気軽に相談できる場所になっています。



SDS 家族心理教育の勉強会

※SDS：社会的距離症候群（Social Distancing Syndrome）の略



会が主催した理解促進のための講演会

施策 1 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

(1)現状と課題

成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その人の生活を支援する制度です。しかし、社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度があまり利用されておらず、また、財産管理に関する支援が中心となっており、意思決定支援や福祉的な支援に乏しい運用になっているのが現状です。

日田市では、県弁護士会等で編成された大分高齢者虐待対応チームとの個別事例の相談や助言、市が実施する事例検討会や研修会への講師の派遣などを通じた支援体制の構築、また、成年後見に要する申立て費用の負担や、身寄りがいないなどの理由で裁判所に申立てをする人がいない場合の市長申立の円滑な実施に関する支援などを行っています。

さらに、成年後見人等の活動に必要な知識を習得し、権利擁護、地域福祉の担い手となる市民後見人の養成について、社会福祉協議会の事業として取り組んでいるところです。

平成 28 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画により、市町村は成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが努力義務化されました。

市では権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築を図るため、令和 6 年度に「日田市成年後見制度推進連絡協議会」を設置し、機関相互の連携、課題の調整及び解決、その他成年後見制度の利用の促進に関することについて、取り組んでいくこととしています。

(2)成年後見センターの設置

認知症を疑われる高齢者や単独世帯の高齢者・障がい者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性は今後高まっていくと考えられます。現在、成年後見を主に担っている弁護士や司法書士等の専門職にあっては、低所得者等は経費を含めて敷居が高く、今のままでは成年後見制度の利用促進にはつながっていきません。地域において、成年後見制度の活用が必要であるにも関わらず、適切な後見人等の候補者がいない、あるいは、鑑定にかかる費用や後見報酬などの経済的問題や申立てが可能な親族がいないことによって申立てができず、成年後見制度の利用に至らないということがあってはなりません。

そこで、成年後見制度の利用が必要な人が、支援を受けやすく、また安心して利用できるよう、市民後見人の養成など、成年後見制度における後見等の業務を法人が行う「成年後見センターひた」を社会福祉協議会に委託し、成年後見制度の利用促進を図っています。また、令和 6 年度に設置した「日田市成年後見制度推進連絡協議会」の中で関係機関との連携、情報交換を図っていきます。

(3)協議会と中核機関の設置

成年後見制度に関する専門的な相談や、家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、法律・福祉の専門職団体や関係機関による「日田市成年後見制度推進連絡協議会」を通して、成年後見制度の利用を地域において支援します。

協議会では、成年後見制度利用に関して多職種間での情報交換や意見の交換などの連携を行い、制度の普及啓発や課題の調整、解決を行います。

また、協議会の中に、適切に支援につなげる地域連携（地域連携ネットワーク）の中心となる中核機関として「成年後見センターひた」を設置しており、成年後見制度の広報・啓発、相談、受任者の調整や市民後見人等の育成、後見人の支援を行い、地域における成年後見制度に関する連携・対応強化の継続的な取組を推進していきます。

(4)成年後見制度の普及啓発の推進

成年後見制度は、本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であり、利用する人への啓発活動とともに、そのような声を上げることができない人を発見し、支援につなげることが必要です。そのため、成年後見制度の普及啓発について、「成年後見センターひた」等と連携し、広く市民に周知していきます。

なお、成年後見制度の利用にあたっては、本人の利益となるよう、社会福祉協議会の事業である日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）との適切な連携など、多面的に取り組みます。

(5)申立ての支援

成年後見の申立てに要する費用の負担や、身寄りがいないなどの理由で裁判所に申立てをする人がいない場合の市長申立の円滑な実施に関する支援を行い、成年後見制度の利用促進を図っていきます。

(6)市民後見人の養成・支援

現在、「成年後見センターひた」の運営を社会福祉協議会に委託し、市民後見人の養成を行っています。市民後見人は、住民同士という身近な関係を生かし、身上監護面を中心に、その人の生活に寄り添う支援が期待できます。また、市民後見人の活動は、判断能力が不十分な人の権利を擁護、支援するという直接的な効果だけでなく、地域福祉活動の一つとして、住民同士が支え合うコミュニティづくりにつながるという効果も期待できます。今後も市民後見に関する理解と社会貢献、地域福祉活動に意欲を持つ人に対する研修等や支援を継続して行い、成年後見等の担い手を確保していくよう努めます。

(1)背景及び目的

「令和 5 年版犯罪白書」によると、再犯者数は平成 18 年をピークにその後は漸減状態にあり、令和 4 年度は平成 18 年度と比較して 45.6%減少しています。しかし、初犯者数は再犯者数を上回るペースで減少しており、再犯者率は平成 9 年以降、令和 4 年度では減少に転じたものの、上昇傾向にありました。

第二次大分県再犯防止推進計画では、「新受刑者、再入者及び再入者率（犯行時の居住地が大分県である者）」における再入者率は平成 30 年から令和 4 年までの例年で 5 割を超えており、依然として高い数値を示しています。

このような中、平成 28 年 12 月に、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行されました。これを受け、国では平成 29 年に「再犯防止推進計画」を、令和 5 年 3 月には「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定しています。

大分県においても、平成 31 年 4 月に「大分県再犯防止推進計画」を、令和 6 年 4 月に「第二次大分県再犯防止推進計画」が策定されており、本市においても再犯防止に関する地域の取組をより推進し、市民が安全で安心して暮らすことができる地域をつくっていく観点から、新たに計画を策定し、関連する施策を推進していく必要があります。

(参考) 新受刑者、再入者及び再入者率（犯行時の居住地が大分県である者）

* 「第二次大分県再犯防止推進計画」より

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年	合 計
新受刑者(人)	91	91	69	78	67	396
うち再入所者(人)	53	47	42	42	39	223
再入所率(%)	58.2	51.6	60.9	53.8	58.2	56.3

(2)保護司の活動

「保護司」は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司の活動区域である「日田保護区」では令和 6 年 12 月現在、39 名の保護司が活動しています。保護司の活動は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から地域社会に戻ってきたとき、スムーズに社会復帰を果たすことができるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や、地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求める犯罪予防活動などです。

(3)市民アンケート結果からみる現状

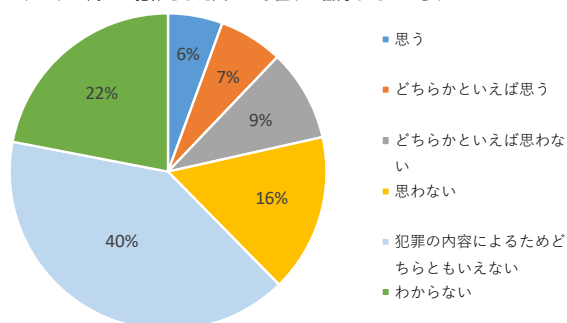
市民アンケートの調査結果を見ると、犯罪をした人の立ち直りへ協力したいと思うかについ

て、「思う」、「どちらかといえば思う」と答えた方は 13%でした。また、「犯罪の内容によるためどちらともいえない」が 40%であり、最も多い回答となりました。

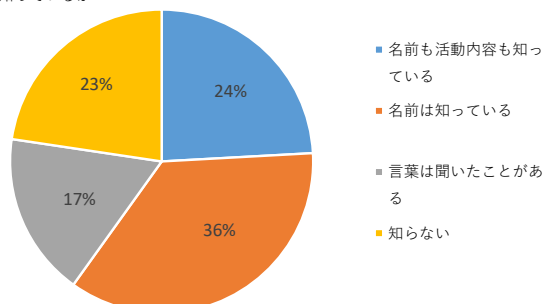
保護司や保護司の活動の認知度についての問いでは、「名前も活動も知っている」、「名前は聞いたことがある」との答えが 60%となりました。しかし、保護司の広報活動である「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」については「両方とも聞いたことがない」が 46%で、「わからない」と合わせると 52%の人が聞いたことがないとの回答となりました。

＜ 市民アンケートの調査結果から ＞

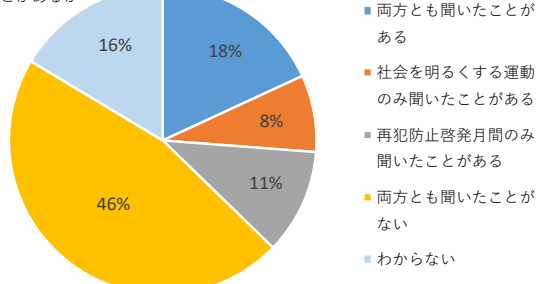
アンケート 問22 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うか



アンケート 問22-5 再犯防止に協力する「保護司」のことを知っているか



アンケート 問22-6 再犯防止に関する広報・啓発活動の取組である「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」を聞いたことがあるか



(4)計画の方向性

再犯の背景には、安定した仕事や住まいがないことや薬物やアルコールへの依存等、様々な課題を抱えている場合があります。また、高齢者や障がいのある方の場合もあります。立ち直りに困難を抱えるこのような人々が再び罪を犯すことを防ぐには、地域や支援者、関係団体等が連携し、継続的に社会復帰を支えることが必要です。

本市では、地域の様々な主体が互いに支え合いながら活躍できる地域共生社会を実現するため、犯罪をした人が地域の中で孤立することなく、再び地域社会の一員となれるよう、保護司をはじめとした関係団体等との連携を図り、地域福祉計画と連動した取組を推進していきます。

(5)取組内容

①各種制度等の円滑な利用支援

再び犯罪をしないよう自立した地域生活を送るうえで、就労や住居、保健医療サービスは生活基盤を支える重要な要素となります。これらの支援が円滑に利用できるよう、各分野の相談窓口との連携を推進していきます。

②広報・啓発活動の推進

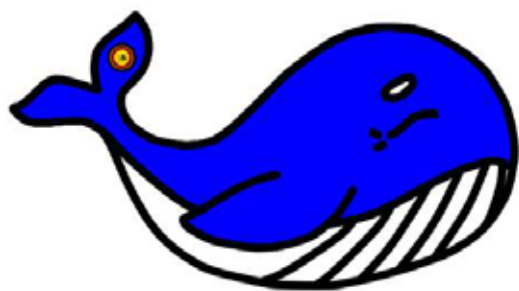
多くの市民が更生支援に対する理解を深められるよう、「社会を明るくする運動」や「再犯防止推進月間」などの広報や啓発機会の充実に努めます。

③保護司会への活動支援

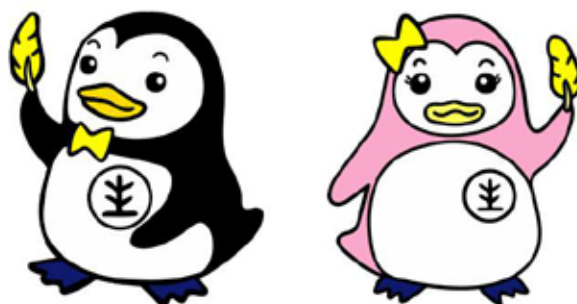
保護司会への活動支援を通して、更生保護に対する市民の理解と、一人ひとりを孤立させない支援を推進します。

〈コラム⑧〉～ 現役の保護司さんの声 ～

- 今回の地域福祉計画の検討にあたって、掛橋委員のご紹介で、日田保護区保護司会の現役保護司さん2名の方からお話を聞くことができました。
- お二人の方とも、責任の重たさは感じている一方で、とてもやりがいを感じていました。
例えば、保護観察期間中、本人が目標を持てるようになり、だんだんと明るくなっていく様子を見たり、期間終了後も、本人から町で声を掛けられたり、就職先が決まった会社で本人の車が駐まっているのを見かけると、心から「良かったな。」と思えるとのこと。
- 一方で、本人は日常生活をおくるための基盤が不足していることや、約束の時間を守れなかったりと、基本的な社会習慣が身についていないこともあるので、息長くしっかり寄り添っていくことが必要。
- また、家庭環境が複雑で世帯全体に問題を抱えていたり、すぐには就職が難しいケースなどがあるので、生活面の安定に向けての支援も求められるとのこと。
- そのような面で、「福祉の窓口が分かって、気軽に相談ができて支援につながられたり、本人が期間終了後も相談できるようになればよい。」との話がありました。



保護司のクジラ先生



更生ペンギンのホゴちゃん、サラちゃん